

京都市上下水道局告示第29号

下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成21年9月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 下水を排除すべき区域

- (1) 左京区岩倉長谷町の一部
- (2) 北区上賀茂神山地先（神山国有林）の一部
- (3) 西京区大原野南春日町の一部

2 供用開始の日

平成21年9月18日

3 排水施設の位置

- (1) 左京区岩倉長谷町の一部
- (2) 北区上賀茂神山地先（神山国有林）の一部
- (3) 西京区大原野南春日町の一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

- (1) 分流式
- (2) 分流式
- (3) 分流式

5 終末処理場の位置及び名称

- (1) 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地

鳥羽水環境保全センター

(2) 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地

鳥羽水環境保全センター

(3) 京都府長岡京市勝竜寺桶ノ口町1番地

洛西浄化センター

(上下水道局下水道部管理課)